

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

# 名古屋北部民商ニュース

2018年10月29日(月)発行

No.302

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

## え〜っ!?! 1ヶ月分の国保料滞納で「差押」!

西区の会員Aさんの奥さんは、先日、外注先に振り込むため銀行へ行ったところ、銀行口座が差押により凍結されていました。

驚いた奥さんが、銀行員に尋ねると国民健康保険料の差し押えであることがわかりました。

Aさんは、毎月6万円ほどが口座から引き落とされますが、5月分が引き落とされていませんでした。

6月以降は、引き落としされていたので、もう少し余裕ができたならその分を納付しようと思っていたところ、突然の差押。

奥さんは「黄色い封筒が来ていたのは知っていたが、まさか差押の通知とは思わず内容を見ていなかった。1か月分納付が抜けてしまったのは申し訳ないと思うけれど、それだけで差



今月から執筆担当が矢崎弁護士から裴弁護士に変更となりました。どうぞ宜しくお願い致します。

### 中小企業法務 プラス!ワンポイント ~ 受動喫煙対策の義務化で

何が変わる? ~

7月18日、受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立しました。

今までは努力義務に過ぎなかった受動喫煙対策が義務化され、多くの人が利用する施設は原則として屋内禁煙、学校や病院、行政機関は敷地内禁煙とされました。都道府県などの指導や勧告、命令に従わない違反者に対する罰則も定められました。対象となる民間事業所では、改正法の全面施行日となる2020年4月1日までに対策を講じる必要があります。

もともと、今回の改正では広い範囲で例外が認められています。

まず、飲食店については、個人・中小企業(資本金500万円以下)が経営する客席面積100㎡以下の既存店は、店頭「喫煙可能」などの標識を掲げれば、喫煙を認められます(厚生労働省の推計では全体の約55%が例外の対象)。ただし、喫煙が許される小規模飲食店でも、20歳未満の客、従業員の立ち入りは禁止です。

事務所でも、煙が室外に流出しない専用の喫煙室を設ければ、喫煙が許されます。

しかし、同時期に作られた都の受動喫煙防止条例はさらに厳しい内容で、規制強化の動きは他の自治体にも広がりつつあります。将来的には規制はさらに厳しくなると見込まれます。今回の法改正を機に、他の企業に先駆けて受動喫煙対策を講じることも選択肢の一つとして検討されてはいかがでしょうか。

2018年11月  
弁護士 裴 明玉 (名古屋北法律事務所)

名古屋市の国保行政が、市民本位の姿勢になるよう、署名と運動を広げましょう。  
また、国民年金、介護保険料などの未納による差押通知や、強引な督促に困っている方は、ぜひ、役員、事務局

押されるなんて。しかも、区役所に電話したら『通知してあるから差押えて問題ない』と上から目線のひどい態度だった。『おまけに、保険証の切り替え時は郵送してくれるのに今回は取りに来るように言われ、パートを休まないといけない』と怒りが収まらない様子。

## 1人で臨店、電話で上司の指示仰ぐ

9月20日(木)、楠支部のTさん(鉄筋工事)の税務調査があり、森支部長、朝倉副支部長と事務局が立会いました。

1人で臨店した北税務署のM署員に、Tさんが「現場で作業中に電話に出たので、何を言っていたか全くわからない。改めて事前通知の内容を伝えてほしい」と要求すると、「上司に確認させてください」と携帯電話を取り出しました。

M署員が室外に出ようとしたため、「外で電話すると守秘義務が守れない。室内で

電話を」と制止し、10分程上司に指示を仰ぎました。

席に戻ったM署員は「事前通知の内容は本人には伝えず。立会いの方は席を外して下さい」と、立会いを排除しようとしたため、民商の見解を伝え、一旦席を外し11項目の内容を確認しました。その後、具体的な調査理由の開示を求めると、再度「上司に確認させてください」と、席を離れる始末。

「いちいち確認の電話をするなんて。一体、何日かかるのか?」と、怒りと不信感でいっぱいです。

毎月15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。会費の集金は15日80%、月末100%になるようご協力を!!

名古屋北部民商のホームページはコチラ

